

第 3 1 号議案

府中市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市市税条例の一部を改正する条例

(府中市市税条例の一部改正)

第1条 府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第9条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第10条の前の見出し並びに同条から付則第11条まで及び第11条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第14条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

付則第15条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第20条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 府中市市税条例の一部を次のように改正する。

第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載に

ることができる。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第13条の3に次の3項を加える。

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環

境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第13条の5の規定により読み替えられた第74条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第13条の3を付則第13条の3の2とし、付則第13条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第13条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第13条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第74条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第13条の4の見出し中「環境性能割の」の次に「非課税、課税免除及び」を加え、同条中「対しては」の次に「、都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、都が法第148条第2項

の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

- ２ 当分の間、第７５条の規定は、軽自動車税の環境性能割について適用しない。

付則第１３条の７に次の１項を加える。

- ３ 自家用の３輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第７４条の５（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。

付則第１４条中「附則第３０条」を「附則第３０条第１項」に改め、「指定」の次に「（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。

- ２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第７６条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	１，０００円
第２号ア(ロ) a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア(ロ) b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第７６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税

の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	2, 000円
第2号ア(イ) a	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
第2号ア(イ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(イ) a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(イ) b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第14条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第77条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 府中市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第14条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第14条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び付則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第4条の規定 令和元年10月1日
- (3) 第2条中府中市市税条例第37条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第3条中府中市市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の府中市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第37条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき府中市市税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第37条の3の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）に

ついて提出する２年新条例第３７条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

第３条 付則第１条第４号に掲げる規定による改正後の府中市市税条例第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 別段の定めがあるものを除き、付則第１条第２号に掲げる規定による改正後の府中市市税条例（以下「元年１０月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２ 元年１０月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第５条 付則第１条第５号に掲げる規定による改正後の府中市市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（府中市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第６条 府中市市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年３月府中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、府中市市税条例付則第１４条第１項の改正規定中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。